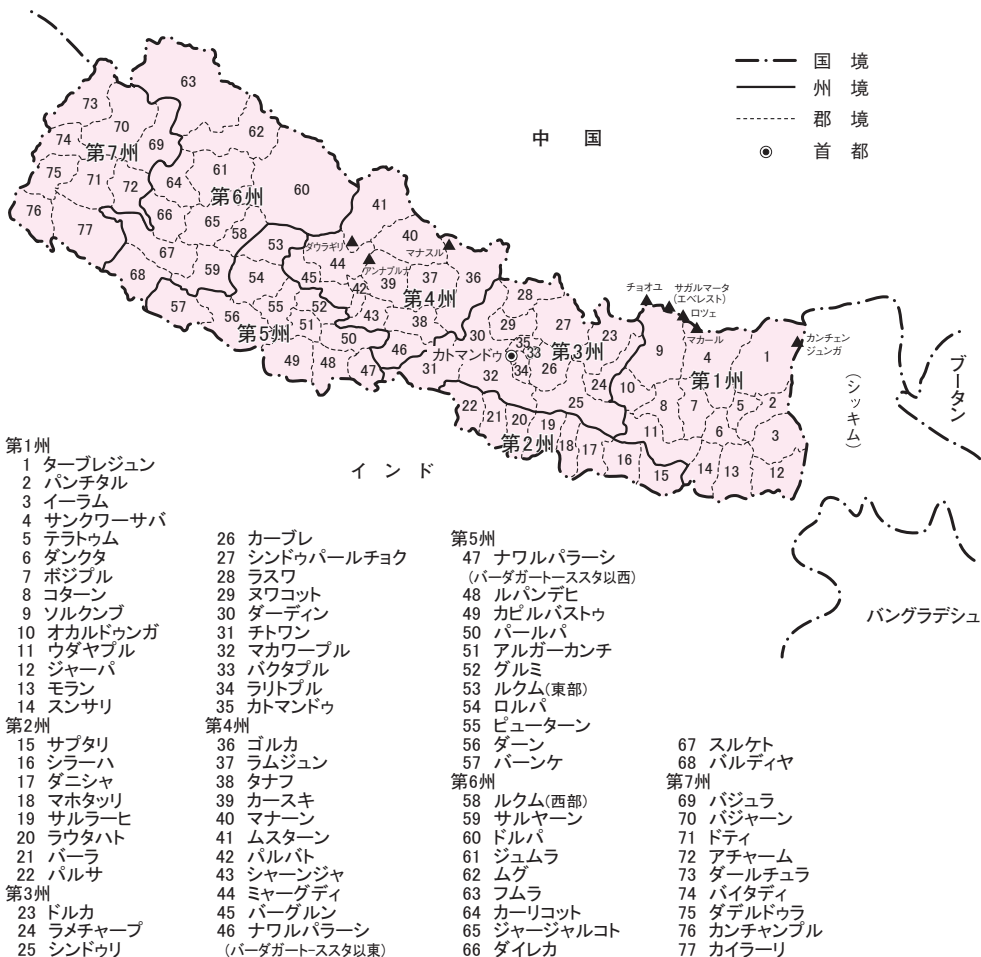


# 政権争奪戦で遅れる憲法改正と選挙：2016年のネパール

著者	水野 正己
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 2017年版
ページ	[523]-546
発行年	2017
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00049019">http://hdl.handle.net/2344/00049019</a>

# ネパール

ネパール連邦民主共和国	宗教	ヒンドゥー教, 仏教など
面積 14万7181km <sup>2</sup>	政体	連邦民主共和制
人口 2830万人(2015/16年度, 中央統計局推計)	元首	ビダヤ・デヴィ・バンドリ大統領
首都 カトマンДУ	通貨	ルピー(1米ドル=106.5ルピー, 2015/16年度平均)
言語 ネパール語(公用語)ほか	会計年度	7月16日~7月15日



# 政権争奪戦で遅れる憲法改正と選挙

みずのまさみ  
水野正己

### 概況

2016年のネパールは、「ネパール憲法2015」の履行が中心課題であった。憲法制定直後の2015年10月8日に立法議会に提出された憲法改正法案は、紆余曲折を経て1月下旬に可決成立した。しかし、マデシ(インド国境沿いのタライ地域に居住するインド系ネパール人)をはじめ少数民族諸政党は、さらなる憲法改正要求運動を展開した。憲法改正に反対もしくは消極的なネパール共産党統一マルクスレーニン主義派(CPN-UML)、統一ネパール共産党毛沢東主義派(UCPN-M、年度途中でネパール共産党毛沢東主義センター[CPN-MC]に統合)、ネパール国民会議派(NC)の主要3党は、改正要求をよそに政権争奪戦を繰り返した。2015年10月11日に発足したオリ首相率いるCPN-UML・UCPN-M連立内閣は、5月に野党NCが仕掛けた連立切り崩し工作をかるうじて切り抜けた。けれども、再攻略をはね返すことはできず、8月にNC・CPN-MC連立内閣と交代を余儀なくされた。先に首相に就任することになったダハールCPN-MC議長は、憲法改正と選挙の実施を最重要課題としたが、いずれも年内に具体的な進展をみるに至らなかった。

経済面では、2015年のゴルカ地震による大被害、マデシ運動による政治的混乱、インドによる対ネパール物資流入規制の三重苦により、2015/16年度の経済成長率は0.56%まで低下し、過去10年間で最低水準となった。政権争奪戦のあおりで、大震災からの復興支援策は後回しにされた。

対外関係では、インドとの関係修復が最大の課題であった。非公式な物資流入規制は2月上旬に自然消滅し、首相就任後の最初の訪問国をインドとする外交慣例の順守、インド大統領のネパール訪問も実現した。しかし、最低限まで落ち込んだネパール国内の対インド国民感情の回復はなお残された課題となった。中国は、政治面ではネパール・インド関係の帰趨を見据えた待ちの姿勢を維持しながら、「一帯一路」に基づく対ネパール経済協力政策の浸透を図った。

## 国内政治

### 第1次憲法改正とマデシ勢力の対抗

「ネパール憲法2015」の制定は、当初から深刻な問題を引き起こしていた。マデシおよび少数民族の諸政党は、憲法起草段階からの要求事項が条文に盛り込まれていないことに不満の声を上げ、首都圏とインド国境とを結ぶ主要道路を封鎖する街頭実力行動に訴え、治安部隊と衝突を繰り返した。インドは、このマデシ勢力支援をねらいとして、ネパール国内の治安の悪化防止を表向きの理由に、ネパールへの非公式な物資流入規制を2015年9月20日の憲法制定の翌日から開始した。以来、4カ月半にわたった物流規制により、国内各地で燃料、原料、資機材、医薬品の著しい不足が発生し、経済活動が休止するばかりでなく、失業が増加し、さらに闇市場の隆盛で国民生活に深刻な影響が及んだ。

このため、制定当初からの課題である憲法改正問題への対応およびインドによる物流規制の即時撤廃が、政権担当者に課された最重要課題であった。前者については憲法制定後に、当時のコイララ内閣が立法議会に提出した憲法改正法案に決着をつけることがひとつの焦点であった。また、後者については、インフレ対策や闇取引の取り締まりに加えて、インドとの関係修復や、ネパールに対してインドが圧力をかける背景要因であるマデシ勢力の要求に対応した憲法問題の処理を急ぐことが求められた。

2015年10月11日に誕生したオリ政権は、前コイララ政権が立法議会に提出したばかりの憲法改正法案(その後、オリ政権に移行してから修正版が再提出されている)の処理に取り組んだが、インドによる非公式物資流入規制についてはほとんど無策に近かった。

立法議会は、憲法改正法案の審議を2016年1月4日で終了し、後は修正動議の提出およびその審議結果を反映した最終案の採決を待つだけとなった。このときの憲法改正は第42、84、286の各条に関係したものであり、修正動議は103人の議員から合わせて24件が提出された。オリ首相の率いるCPN-UMLはもともと憲法改正に反対の立場を堅持してきたことから、修正は必要なしとした。統一マデシ民主戦線(UDMF。タライマデシ民主党、連邦社会主義フォーラム、友愛党、タライマデシ友愛党の4党で構成)は修正案の提出をボイコットした。1月23日に開催された立法議会で出席議員468人のうち、賛成461人、反対7人の賛成多数で

可決され、第1次憲法改正が成立した。改正の要点は以下のとおりである。

- (1)第42条(社会正義)関係 包摂主義に基づく政府機関の雇用枠に対する権利を付与する社会集団の範疇の整理および名称変更。
- (2)第84条(代表議会)関係 代表議会議員の選挙区割り、人口要因を第一義とし地理的要因を第二義とすること。
- (3)第286条(選挙区区割委員会)関係 選挙区区割委員会による選挙区割りは、人口要因を第一義とし地理的要因を第二義とすること、ならびに各州に最低1選挙区を設置すること。

しかしながら、以上のような憲法改正法案の内容はマデシ勢力の積年の要求をまったく反映していないことや、連立与党の一方的な改正提案であることを理由に、UDMFのなかには強硬な反対意見が存在し続けた。そのため、街頭行動も止むことがなかった。そこで、立法議会の場とは別に、政府は1月上旬からダハールUCPN-M議長を委員長とする高級レベル政治調整委員会(HLPCC)を通じてUDMFに働きかけて政治タスクフォースを設置し、政党間協議を進めることにした。けれども、政治タスクフォースの任務、結論の完全履行の保証、立法議会における位置づけが不明確なことから、結局、この政府提案はUDMFの受け入れるところとならず、短命に終わった。

これとは別に、選挙の実施に備える必要性から、政府は引き続きUDMFとの協議の場を求めてダハールHLPCC委員長を通じ、高級レベル政治メカニズム(HLPM)の設置を働きかけた。これに対してUDMF側は、オリ首相のインド訪問を前にしたリップサービスには乗らないとして警戒心をとくことはなかった。結局、オリ首相は、ダハール提言に従い、HLPMの設置を急ぎ、後ほどUDMFに参加を促す方策をとらざるをえず、インド訪問直前の2月18日にタバ副首相を委員長とするHLPMを発足させた。このように一方的に設置されたHLPMの協議の場にUDMFが参画することは当初から望み薄であった。実際、UDMFは、政治タスクフォース設置から3カ月を経た4月半ばに、マデシの要求に進展が見いだせないHLPMにおける憲法問題の協議終了を決定した。

マデシ勢力の要求は以下の4点が主なものである。

- (1)インド系ネパール人が多くを占めるマデシに対するネパール市民権の規定のため、国家的要職就任から除外されるなどの差別的な憲法の条項は容認できない。
- (2)故地であるタライ地域を複数に分割する憲法の規定を拒否し、民族主義連

邦制に基づいて州境の再線引きを行うこと。

(3) 選挙区割りには人口要因のみに基づいて行うこと。

(4) 代表議会の議席配分は人口数のみに比例させること。

一読しただけで、以上の要求が憲法の改正というよりは再制定を必要とする内容であることは明らかであり、主要政党との意見の隔たりは限りなく大きかった。

つぎに、憲法の履行を確実にするために、3選挙(村・市議会、州議会、代表議会)を実施し、新しい政治体制に移行することが、政権与党に課せられた課題であった。これについては、憲法に規定された移行期間の期限(立法議会の存立期限)である2018年1月21日までに3選挙を実施することもさることながら、選挙の実施に必要な選挙法の整備、選挙管理委員会組織の拡充強化、地方制度の確定(村、市、州の数と境界線引き)、議員定数に密接に関連する選挙区の区割りなど、選挙以前の諸課題が山積していた。政府は、3月中旬に地方制度委員会を発足させ、既存の地方制度(村開発委員会、市開発委員会、郡開発委員会)を新しい地方制度(村議会、市議会、州議会)に再編成し、それに合わせて選挙区を確定する作業を開始した。また、別途、オリ首相を委員長とする高級レベル連邦制度編成委員会と次官クラスで構成する連邦制度管理編成委員会も設置された。マデシ諸政党は、州の数と境界の確定前の連邦制度再編は認められないと、反対の声を上げた。

#### インドによる非公式物資流入規制の消滅

憲法制定過程から、マデシ勢力は首都圏に向かう主要道路の封鎖戦術を強化していたが、憲法制定を契機にインドによる非公式物流規制という強力な援軍を得ることになった。けれども、4カ月を超える物資不足による耐乏生活と闇取引の横行の結果、マデシの実力行使に訴える政治運動は国民的支持を獲得することが次第に困難となった。たとえば、カトマンドゥ首都圏の闇市場では、食料品(食用油：150%)や家庭用燃料(プロパンガス：573%、薪：400%)が軒並み高騰した。こうした事態に対してオリ政権は何らの具体的な対策を打ち出さなかったため、一般国民の批判の矛先は、インドは言うに及ばず、マデシ系諸政党、有力与野党、そして政府に向かった。

この非公式物流規制は、第1次憲法改正を評価するインドの意向が反映して、2月上旬までに135日ぶりに非公式のまま自然消滅した。これに、第1次憲法改正後の政治情勢の変化も加わり、マデシ諸政党は戦術転換の必要に迫られた。そ

の結果、マデシ諸政党は、「ソフト戦術」への転換を図るとともに、少数民族政党やその他のタライに基盤を有する政党との間で「メガ連合体」を結成して、政府に圧力をかけることにした。

### 5月政権転覆策動とオリ首相の巻き返し

オリ首相の政権運営については、野党のNCはもとより連立与党のUCPN-Mからも、第1次憲法改正とそれと連動した国境物流規制の自然消滅の前後にかかわらず、無策を指摘する声が強かった。非難の対象は、主に、震災復興の遅延と無策、消費物資の欠乏に対する救済策の欠如、インフレ対策の欠落と闇経済の放置、マデシ勢力との協議の停滞、インドとの緊張関係の継続などであった。

オリ首相は、自らが率いる連立政権の下で3つの選挙を実施する意欲を示した。そのため、マデシ諸政党に対して抗議運動を中止し、政権に参加するよう呼び掛けた。NCでは3月初旬に開催された第13回党大会の役員選挙において、長年コイラー族が独占してきた総裁の座が首相歴3回のデウバ議員に引き継がれた。同党は、これを契機に、オリ内閣の無策を突いて、NCが率いる連立政権設立の必要性を声高に叫ぶようになった。NCは、第1党が政権を担当し、第2党は野党の座に着くべし(その逆の場合もある)という考えを堅持していた。

立法議会で第3位の議席数に甘んじていたUCPN-Mは、オリ連立内閣に対して次第に批判の声を強めていた。オリ首相のマデシに対する対応は真剣味に欠けており、2015年8月のマデシ運動勃発以来、政治的協議はほとんど進展していないばかりか、逆にマデシ勢力の抵抗をおおる結果になったからである。そこで、全政党参加の挙国一致政府の樹立を呼び掛け、首相の座はNCに委ねる方針を掲げた。NCとCPN-UML抜きの政府では、震災復興や和平工程の推進、ネパールの開発、憲法改正の円滑化は望めないという考えに基づいていた。一方、マデシ諸政党は、オリ政権の下では自らの憲法改正の要求が実現不可能なことを見越して、CPN-UMLに見切りをつけ、NCに接近する道を模索しはじめていた。デウバ総裁がマデシ勢力と緊密な関係を有すること(2002年にデウバ氏がNC-民主を率いて分派行動を起こした時の中心的なメンバーはマデシだった)や、極西部の同氏の選挙地盤を除いて州の境界線の見直しに柔軟な姿勢が見込まれたためである。

5月1日、NCは現下の危機に対応しえないオリ政権の交代を訴えた。そして、NC所属議員から白紙委任の署名集めを開始した。署名の第1号はデウバ総裁であった。CPN-UMLはこれに対抗して、UCPN-Mに連立政権にとどまるよう説得

工作を開始した。時機到来とみた UCPN-M は、CPN-UML との連立政権を破棄し、挙国一致政府を設置して、首相は自党から選出することを決定した。NC は UCPN-M に連立政権の設立を持ち掛け、首相の座は UCPN-M に譲るとした。ダハール UCPN-M 議長は NC の申し出をいったん受け入れて党に持ち帰ったが、党所属の閣僚級議員から共産党系連立政権の切り崩しはインドの差し金とする強い反対意見に押し切られた。

5月5日の早朝、ゴータム CPN-UML 副委員長がダハール UCPN-M 議長を訪れ、5月28日の2016/17年度予算案提出後に、ダハール議長に首相の座を委譲するとのオリ首相の意向を伝えた。その後、ダハール議長は NC の使者に申し入れに謝意を表するとともに、NC との連立政権は時期尚早として断念する意思を伝えた。同日の夜、CPN-UML と UCPN-M は9項目の合意文書を交わすとともに、政権移譲の「紳士協定」が結ばれ、CPN-UML と UCPN-M の連立政権が継続することになった。かくして、オリ首相の巻き返しが成功し、デウバ総裁が仕掛けた政権転覆策動は失敗に帰した。

9項目合意のうち注目されるのは、(1)包括的和平協定(2006年)の精神に基づく移行期の司法制度の改正、(2)人民戦争期の接収地の所有者記録に基づく登記、(3)人民戦争期および政治的動機を原因とする事件の公訴取り下げまたは温情措置の迅速実施、である。これは、ネパールの移行期の人権侵害や財産権の侵害に対して網羅的特赦を与える措置にほかならない。このため、ネパール国内外の人権団体から、9項目合意に対する厳しい批判が持ち上がった。しかしながら、人民戦争期の人権侵害事件については、人民解放軍を指揮した UCPN-M は言うに及ばず、国軍・武装警察を指揮していた元国王、政権の座に就いていた王制支持の国民民主党(RPP)と NC(デウバ総裁は国王の命により2004年6月3日から2005年2月1日まで首相の任にあった)も、同様に重大な責任を負っている。政府は、真実究明・調停委員会(TRC)ならびに行方不明者調査委員会(CIEDP)を通じて移行期の司法制度の整備を図っているが、まだ国際標準に達していないとの批判を受け続けている。2016年には、こうした法制度や施行規則の整備とそれに基づく事実関係を把握する調査がようやく開始された。

### 7月政権転覆策動の成功

オリ首相は連立政権を維持できたことに勢いを得て、予算案の提出後も、政権の座に居座り続けた。そればかりか、挙国一致政府の設立を必要とする事態が起



これば、自らがそれを率いる意思すら口にしはじめた。6月16日には憲法履行の工程表というべき3選挙の実実施計画を閣議決定した。それによると、2016年12月までに地方選挙を実施することになっていた。この地方選挙の実施期限までに、選挙区の確定といった選挙実施に関わる制度的準備が整う見通しはほとんどないに等しかった。けれども、オリ首相は、かねてから党内で主張していた言葉どおり、3選挙の実施完了まで自らの政権を継続する意欲を改めて示した。

ダハール議長率いるUCPN-Mは、5月19日、毛沢東主義を謳う小規模政党と統合し、ネパール共産党毛沢東主義センター(CPN-MC)に名称変更した。CPN-MCの議長に就任したダハール氏は、オリ首相の政権延命策に対して、政権移譲の紳士協定違反として批判の声を上げたが、オリ首相は紳士協定それ自体の存在を否定して切り抜ける戦術に打って出た。ダハール議長は首相の約束不履行に対していっそう批判をあらわにした。CPN-MCは、最重要課題のひとつである移行期の司法制度に関する9項目合意の迅速な実施を棚上げにしているオリ首相の態度にも批判的であり、オリ首相に対する不信感はさらに高まった。6月に入ると、NCもCPN-UMLも共に挙国一致政府の設置を口にしはじめ、首相候補者としてデウバNC総裁やCPN-UMLのM・K・ネパール元首相の名前も浮上するに至った。しかしながら、最終的に挙国一致政府の樹立に至らず、CPN-MCは挙国一致政府樹立の代替案として、NCかCPN-UMLのいずれかとの連立政権も視野に入れた方針を打ち出した。5月の政権転覆策動でNCの期待に反して行動したCPN-MCは、その後NCとの関係修復に努めてきた。かくして、6月22日、ダハール議長の方からNCのデウバ総裁を訪ねて協議が行われ、挙国一致政府の設立を含む政権構想が固められた。

7月に入ると、NCとCPN-MCの連立政権設立に向けて事態は急展開しはじめた。12日、両党は新政権の樹立に向けて7項目合意に署名した。その要点は、CPN-MCの政権離脱・閣僚引き上げ、連立政権の前後半で首班交代、憲法改正、3選挙実施、移行期の司法問題の処理、災害復興、経済振興、とされる。同日、合意のとおり、CPN-MCはオリ連立政権を離脱した。同時に、CPN-MCはオリ首相に対して辞任を要求し、翌日午後3時を期限として回答がない場合は首相不信任決議案を提出するとした。13日、オリ政権のCPN-MC所属閣僚8人全員が党の方針に従って閣僚を一斉に辞職した。また、首相の辞任拒否を受けて、NC、CPN-MC、統一ネパール共産党(CPN-U)の3党は、首相不信任決議案を立法議会に提出した。さらに、NCの常任委員会は全会一致で、ダハール議長を首班とす

る CPN-MC との連立政権を支持する決定を下した。14日、オリ首相は、NC に連立政権の設立を呼び掛けたが、NC はこの申し出を断った。首相不信任決議案は、7月22日に立法議会の審議に付された。新連立政権を目論む諸政党の議席数 (NC : 207, CPN-MC : 82, CPN-U : 3, マデシ系政党 : 39) からみて、全595議席の過半数の298議席を上回る賛成票の獲得が確実視された。そのため、24日、オリ首相はバンダリ大統領に辞表を提出した後、立法議会で辞任演説を行いオリ連立政権は幕切れを迎えた。

## 第2次ダハール連立内閣の成立

バンダリ大統領は、憲法の規定に従い政党の合意による首相選出の手続きを経て、立法議会の選挙による首相選出手続きを指示した。新連立与党間では政権設立準備会を設置し、NC, CPN-MC, 連邦同盟 (UDMF を含むマデシおよび少数民族の27政党で構成され、合計42議席を有する) から3人ずつ委員を出し、新連立政権に対する基本的な要求事項をまとめることになった。しかし、連邦同盟傘下の政党は当面は閣外協力にとどまることを決定した。なお、UDMF は11項目の要求事項、連邦同盟は26項目の要求事項をそれぞれ一貫して提示してきたが、その核心はいずれも民族主義連邦制に基づく州の再編成であった。

表1 歴代首相一覧(2006年4月～現在)

氏名(生年-没年)	所属政党 <sup>1)</sup>	就任日	離任日	在任日数
ギリジャ・ブラサド・コイララ(1925-2010)	NC	2006年 4月25日	2008年 5月28日	764
ギリジャ・ブラサド・コイララ <sup>2)</sup> (1925-2010)	NC	2008年 5月28日	2008年 8月18日	83
プシュパ・カマル・ダハール(1954-)	UCPN-M	2008年 8月18日	2009年 5月25日	280
マダヴ・クマール・ネパール(1953-)	CPN-UML	2009年 5月25日	2011年 2月 6日	622
ジャラ・ナタ・カナル(1950-)	CPN-UML	2011年 2月 6日	2011年 8月29日	204
バブラム・バッタライ(1954-)	UCPN-M	2011年 8月29日	2013年 3月14日	563
キル・ラジ・レグミ <sup>3)</sup> (1949-)	(最高裁判所長官)	2013年 3月14日	2014年 2月11日	334
スシル・コイララ(1939-2016)	NC	2014年 2月11日	2015年10月12日	608
カンガ・ブラサド・オリ(1952-)	CPN-UML	2015年10月12日	2016年 8月 4日	297
プシュパ・カマル・ダハール(1954-)	CPN-MC	2016年 8月 4日	(在任中)	

(注) 1) 所属政党の略号は、NC : ネパール国民会議派、UCPN-M : 統一ネパール共産党毛沢東主義派、CPN-UML : ネパール共産党統一マルクスレーニン主義派、CPN-MC : ネパール共産党毛沢東主義センターを示す。2) 憲法制定議会招集日から最初の首相選挙日まで暫定内閣を組織し首相に就任した。

3) 暫定選挙内閣を組織し閣僚会議議長に就任した。

(出所) 『アジア動向年報』(各年版)を参考に筆者作成。

8月3日、立法議会で、ダハール CPN-MC 議長を唯一の立候補者として首相選挙が実施された。議員総数595人、出席議員573人のうち、賛成票363を獲得した同議長が第39代首相に選出され、第2次ダハール連立政府が誕生した(表1参照)。投票に先立ち、NC と CPN-MC と連邦同盟は3項目合意(マデシ運動の犠牲者の殉死認定、同運動の負傷者の治療費無料化、新たな憲法改正法案の提出)を結び、ダハール候補に賛成票を投じた。

投票後まもなくモディ・インド首相が電話で祝意を伝え、新首相にインド招待を伝えた。駐ネパール中国大使は、ダハール新首相を訪ね首相就任に対する中国政府と国民の祝辞を伝えた。

### 第2次憲法改正と3選挙の準備

第2次ダハール連立内閣の最優先課題はマデシ勢力の憲法改正要求に対する対応であり、その結果が期限内(2018年1月21日)に3選挙を確実に実施できるか否かに密接に関係していた。ダハール首相は就任直後に、マデシ運動の被害者と負傷者に対する救済措置を命じた。これは、連邦同盟傘下のマデシ諸政党にとってひとつの光明であった。

憲法改正法案の早期提出を期待していた連邦同盟は、ダハール首相のインド訪問前に政府案を提示するよう要求した。首相サイドも、インドの意向を反映した憲法改正でない証左として、インド訪問前に改正案を取りまとめた事情があった。政府与党と連邦同盟との間で進められた改正案をめぐる協議は、主として連邦州の編成と線引き、国家的要職就任に係る市民権上の要件、国民議会(上院)の州別定数配分方式、外国人女性とネパール人男性との婚姻による市民権の付与、州の公用語の5分野であった。

野党の非協力とマデシ政党間の意見の相違もあり、11月14日には連邦同盟が2週間以内の憲法改正法案の提出を政府に迫った。改正の内容が具体化し、とくに州の線引きに関する政府案が提示された11月18日以降は、関係する地方では急な区割り変更案の浮上に対して反対の声が上がった。しかし、11月29日に閣議決定を経て第2次憲法改正法案が立法議会に提出された。改正は7項目にわたるが、その要点は、州公用語規定の明文化、婚姻帰化市民権の設定、人口割と固定割の併用による国民議会議員定数の決定、州の線引きの一部変更となっている。このうち、最後の州の線引き変更案は、2014年11月にNC と CPN-UML の合意案の復活であり、批判の対象にはならないと政府は主張した。憲法改正に反対のCPN-

UMLは翌11月30日から立法議会の審議拒否に入り、改正法案の撤回を政府に迫った。12月下旬までに、野党勢力はCPN-UMLを筆頭に合計9党、201議席を占める規模となり、連立与党は憲法改正に必要な議席数を確保できなくなった。このため、憲法改正法案は宙に浮いたまま越年することになった。

選挙の準備については、選挙よりも憲法改正を優先するマデシ諸政党の強い反対運動のため、選挙実施の基礎である地方制度再編作業が進まず、地方制度委員会は全国を対象にした地方制度再編案を年内に政府に提出することができなくなった。12月末までに準備された報告書案によると、行政体の数は村が455、市が245、中都市が12、大都市が4となっている。マデシ勢力は、タライ地域の行政体の数を人口に比例させて増加するよう要求しており、委員会の最終案がまとまる見通しは立っていない。12月28日に連立与党は2017年5月までに地方選挙を実施することで合意し、ダハール政権の下で地方選挙を実施し、デウバ政権移行後に州議会と代表議会の選挙を実施する方針を確認した。これによって、地方選挙の投票日の公表がもうひとつの焦点になったところで年が暮れた。

政党内では、憲法改正に反対で選挙優先の立場からCPN-UMLが、あえてタライ地域を手始めに選挙運動を展開する準備に入った。

## 経 済

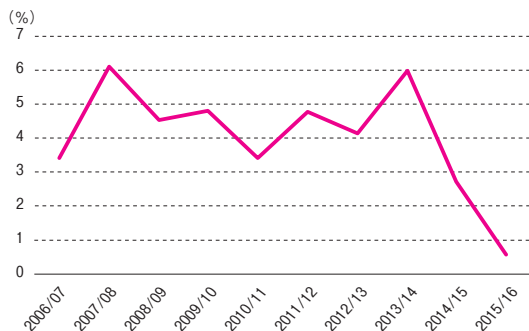
### 2015/16年度の経済状況

政府が5月に公表した経済調査報告書(*Economic Survey Fiscal Year 2015/16*)によれば、実質成長率は過去10年間で最低水準の0.56%に落ち込んだ(図1参照)。国民一人当たりの名目所得は8万921ルピーで、前年度より3842ルピー増加した。これは、対前年度比5.0%の増加であるが、消費者物価上昇率のおよそ半分にすぎない。

産業部門別では、農業が国民経済に占める割合は単独1位の31.8%であり、対前年度比1.3%の伸びにとどまった。その他の部門でマイナス成長となったのは、鉱業：-6.5%、製造業：-9.9%、電力・ガス・水道：-1.7%、建設業：-4.0%、卸・小売業：-1.1%、ホテル・飲食業：-4.8%、であった。逆に、運輸・倉庫・通信：2.6%、金融業：3.3%、不動産・賃貸業：3.7%、公務・国防：5.8%、教育：6.7%、保健・社会サービス：8.6%はプラス成長を記録した。

経済状況の悪化の要因として、モンスーンの降雨不足による農業生産の低い増

図1 実質経済成長率



(注) 2015/16年度は暫定推計値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey Fiscal Year 2015/16*, Statistical Table 1.2: Gross Value Added by Industrial Division より算出。

前年度と比較して57万4000トン(-6.2%)減少した。代表的な作物のコメは429万9000トン(前年度比10.2%減)、トウモロコシは223万2000トン(同2.9%増)、小麦は181万2000トン(同8.3%減)であった。インドからの物資流入規制は、石油や電力不足による灌漑施設の利用不能や化学肥料の不足・入手不能を通じて農業生産にも影響が及んだ。

### 海外出稼ぎと震災復興の状況

2006/07年度から2015/16年度(最終年度は年初8カ月間)の海外出稼ぎ者数は、政府許可ベースで、男性333万1953人、女性14万9550人、合わせて348万1503人に達した。また、出稼ぎ者からのネパールへの送金額が多い国は、マレーシア、アメリカ、カタール、日本、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イギリス、オーストラリア、バーレーン、クウェートとなっている。ネパールの海外出稼ぎ者からの送金は、2015年の大震災後の自力の住宅再建や復興を支えるうえで大きな役割を果たしている。また、物資流入規制は国内経済活動の停滞につながり、青壮年層はいっそう海外の労働市場を目指す結果となった。逆に、このことがインドの非公式物流規制の効果を低下させたとの指摘もある。

海外出稼ぎ先国のなかでネパール人労働者に人気が高かったマレーシアは、同国政府がネパール人以外にも警備員の就労を認可する決定を下したため、これまでネパール人出稼ぎ者が独占的に享受してきた就労機会の減少が見込まれている。

加率、大震災からの復興の遅れ、国内の政治紛争による交通ストの長期化、そして憲法制定直後に始まったインドによる非公式な物流規制に伴う燃料・原料・その他の資機材・医薬品などの欠乏が挙げられる。

2015/16年度の主要穀物生産量をみると、5作物(コメ、トウモロコシ、小麦、雑穀、大麦、ソバ)全体では869万2000トンで、

この理由は、ネパール人出稼ぎ者で警察官業務の経歴を有する者が減少してきたためである。この対策として、マレーシア政府は、ネパール人就労希望者に対して1カ月間の警備業務研修の受講を義務づけることにした。その結果、マレーシアで就労するネパール人は2015/16年度には6万979人となり、前年度の20万2828人から急減した。マレーシアでの就労の魅力が低下したことに伴い、ネパール人出稼ぎ労働者はより高収入が見込めるアフガニスタンやバルシャ湾岸諸国で警備業務に就く道を選択した。

こうした矢先、6月20日、カーブルのカナダ大使館に向かっていた送迎バスに乗車中に自爆テロに遭遇し、ネパール人警備員13人が死亡し、5人が負傷を負う事件が発生した。犠牲になったのは、カナダ大使館と契約していた民間警備会社に雇用されていたネパール人出稼ぎ者であった。ネパール政府は、過去10年間に約9000人のネパール人に対して出稼ぎ目的でアフガニスタンへの出国許可を与えてきたが、実数はこれをはるかに上回るとされている。ネパール人の海外出稼ぎ中の死亡者数は増加傾向にあり、2000～2016年の間に1万人を超えている。出稼ぎ先国別では、サウジアラビアが約3800人、マレーシアが約3200人、カタールが約1600人となっており、特定国に集中している。死因については、急性心不全、その他の疾病、交通事故、自殺などが多いとされる。この背景要因として、劣悪な労働環境や就労条件、海外出稼ぎ準備金の負債の重圧が指摘されている。こうした事態に対応して、政府は、海外出稼ぎ保険(生命および傷害)の加入を2017年1月28日から義務づける方針を打ち出した。この保険の対象となる出稼ぎ先は、海外就労許可の対象になっている110カ国(地域)およびインドとなっている。

ゴルカ地震からの復興は、復興庁が復興キャンペーンを開始したものの、実質的な復興支援事業はほとんど進まず、被災地からは自力再建の報道が相次いだ。住宅再建補助金の金額をめぐる政府と援助機関との間でやり取りがあり、結局、選挙対策の要素も加わって、政府資金を投じてでも当初の20万ルピーから30万ルピーに引き上げることで決着が付けられた。

## 対 外 関 係

### 対インド関係

2016年の対外関係において、ネパール国民の最大の関心はインドの非公式物資流入規制の早期解除であった。第1次憲法改正が実現すると、インドは待ってい

たかのように規制を撤廃する方向に向かった。オリ首相は2015年大晦日のモディ首相との電話会談で物資供給の緩和に指導的役割を果たすよう要請したほかは、政権担当開始後から4カ月半の間インドに対して断固とした姿勢を堅持し、ネパール国内のナショナリズムや反インド感情に訴えて、耐乏生活で対抗した。また、中長期的には中国を経由する通商路の可能性に道を開いた。このようなネパールの対応は、インドの誤算というほかない。

オリ首相は就任後の初外交訪問先をインドとし、2月19日から24日まで滞在して両国関係の改善を図った。ネパール憲法にインドが強い関心を持ち続けたことは、ネパール訪問中のスワラジ・インド外相が、2月にオリ首相がインド訪問前に設置した高級レベル政治メカニズムにおける憲法論議の状況を、オリ首相に質問したことにも表れている。また、3月30日にブリュッセルで発表されたインド・欧州連合(EU)サミット共同声明の第17項で、「恒久的かつ包摂的な憲法の定着が求められており、それによって期限内に残された憲法問題が解決されるとともに政治的安定と経済成長が促進される」と指摘されていることにも明瞭に示された。

インドによる共産党系連立政権の揺さぶりに対し、5月の政権転覆策動のさなか、オリ首相は予定されていたバンダリ大統領のインド訪問を急きょ中止するとともに、ウパダイア駐インド・ネパール大使を召還し、報復的な処置をとった。政権交代後のダハール首相も、初回(2008年10月の中国訪問)とは異なり、慣例に従い初外交の訪問国として9月15日から18日までインドを訪れた。この時の共同コミュニケにネパール憲法の帰趨に関する事項が含まれていたため、野党からの追及の糸口となった。

インドからは11月2日から4日までムカルジー大統領が来訪し、両国間の関係改善を図ったが、ネパール側の歓迎ムードは盛り上がりには欠けた。

ネパール・インド著名人会議が7月4日から2日間の日程で、カトマンドゥで開催された。二国間の条約、協定、合意を時代の変化に応じて見直し、新たな枠組みを提言し、あるいは改善するねらいで2014年に設置されたもので、今回が初会合であった。

## 対中国関係

オリ首相は3月20日から27日まで中国を訪問し、習近平国家主席と会談した。中国側はネパールの憲法制定を歴史的発展とし、インドと正反対の評価を示した。

また、オリ首相は、中国を經由する物資輸送の道を拓く通過・輸送協定締結に署名したほか、「一帯一路」の枠組みの下で二国間の経済協力を推進することなどで合意した。

ダハール首相は、10月14日から17日までインドのゴアで開催された BRICS-BIMSTEC(ベンガル湾多部門技術経済協力イニシアティブ)拡大サミットに出席し、モディ首相および習近平国家主席と3者会談を行うとともに、両首脳と個別に会談する機会を持った。その際、政権転覆策動で立ち消えになっていた習主席のネパール招待の意向を改めて伝え、早期の実現を促した。

### その他諸国との関係

EUは、インドによる非公式な物流規制がもたらしたネパール国民の生活困窮に対して、人道的見地から深刻な懸念を表明した例外的存在であった。そのEUがインドで開催したサミットの共同声明(ブリュッセル、3月30日発表)においてネパール憲法問題の帰趨に言及したため、ネパール政府はこれに対する重大な異議を表明した。これに対して、EUの駐ネパール大使は4月5日タパ副首相との会談の席で、ネパール憲法の成立過程から支援し続けてきており、その制定を歓迎するEUの立場を説明し、理解を求めた。

4月4日付のイギリスの日刊紙が、ゴルカ地震被災地の生存者やインドの貧困世帯出身の10歳前後の男女が、インドのパンジャブ州を根拠とする人身売買組織を通じて、わずか5300ポンド(約80万ルピー)でイギリス人富裕層に売り渡され、家庭内の隷属労働に従事させられているとの、調査報告を報じた。同記事は、人身売買組織関係者の声として、多くはネパール人の男児をイギリスに売り渡していると続いた。ネパール政府は、直ちに報道内容に関する調査に取り掛かるとともに、インド国境の警備の強化を開始した。

イギリスは、ネパールに対して英連邦(コモンウェルス)への加盟を呼び掛けた。同加盟国のほとんどが旧イギリス植民地からの独立国であるが、一部そうでない加盟国もある。インドと中国の中間に位置するため非同盟の立場を堅持してきたネパールが、この申し出にどのように対応するかは未定である。また、イギリスのEUからの離脱決定が、今後の対ネパール関係に及ぼす影響については、対ネパール援助の最大級の提供国であるイギリスの援助と影響力の減少、ポンドの下落によるイギリスからネパールへの海外送金額の減少、ネパールからのイギリス留学者数の減少などが見通されている。



## 2017年の課題

第2次憲法改正案の処理と、村・市議会選挙、州議会選挙、代表議会選挙の実施は、ともに2017年に持ち越された。連立与党、野党、そしてUDMFをはじめとする小規模政党は、それぞれの主張を繰り返すことに終始し、最後の1分1秒になってはじめて協議や交渉による当座の処理策を講じるのがネパール政治の通例である。このため政治情勢の具体的な展開を予測することは困難であるが、主要政党の基本的な選挙戦略はおよそ以下のように見込まれる。

政権を担当するCPN-MCは、自らの政権の下で地方選挙を乗り切るとともに、憲法改正について何らかの妥協を引き出して実績を積み上げ、その後の選挙戦を有利に展開したいところであろう。NCは、CPN-MC政権が9カ月間の任期を終え、連立政権発足時の約束どおりデウバ総裁に首相の座を移譲した後に、自らが率いる政権の下で権力と金力(2017/18年度予算および震災復興事業費)をフルに活用して残りの2つの選挙を有利に戦う筋書であることは間違いない。政権外しにあったCPN-UMLは、オリ委員長の下で、憲法改正は一歩たりとも譲らない強硬姿勢を貫き通しつつ、すでに選挙戦に勢力を集中させている。

選挙結果で注目されるのは主要3政党の勢力分布であるが、そのほかにヒンドゥー教国化を掲げる国民民主党(立法議会第4位の勢力)の集票力であろう。2008年の第1回憲法制定議会選挙や2013年の第2回憲法制定議会選挙において、主要3党のいずれも過半数あるいは3分の2の多数を占める結果を出すことができなかった。このため、多年にわたり、政党間の政権転覆策動が繰り返されてきた。2017年に予定されている3段階の選挙で、主要3党のいずれかが他を圧倒して政治勢力地図を塗り変えることになるのか、それとも主要3党の勢力分布に大きな変化がないままに推移するのか予断を許さない。また、選挙の結果に基づいて誕生する代表議会の構成と顔ぶれは、2006年にさかのぼる第2次民主化運動以降のネパールにおける平和と民主主義に向けた歴史的的努力に対する国民の審判を表現するものにほかならない。

2018年1月21日の期限の1カ月前までに3選挙を実施させるという連立与党の方針に基づくならば、2017年はまさに選挙で明けて選挙で暮れる1年となろう。この選挙の1年が、その後のネパール社会の新たな方向付けにどのようなようになっていくか、注目していきたい。

(日本大学教授)

1月1日▶オリ首相、閣僚6人を任命。

3日▶与野党と統一マデシ民主戦線(UDMF)、政治タスクフォース設置合意。

4日▶立法議会、憲法改正法案の審議終了。

7日▶立法議会、修正動議24件受理。

▶フェルトマン国連事務総長政治問題担当補佐官、来訪(～9日)。

10日▶UDMF、政治タスクフォースの委任事項・結論履行保証等の明確化要求。

14日▶最高裁判所(最高裁)、バッタライ内閣決定の人権侵害事件加害者不起訴取消判決。

16日▶復興庁、復興大キャンペーン開始。

21日▶UDMF、政治タスクフォースでの作業終了と発言。

▶UDMF、モラン郡下で衝突した治安部隊の発砲で運動員3人死亡9人負傷。

23日▶立法議会、憲法改正法案可決。

25日▶ラエ駐ネパール・インド大使、憲法改正の評価と残る問題解決の期待表明。

26日▶首相、インドによる物資流入規制解除近いと発言。

▶潘基文国連事務総長、憲法改正歓迎表明。

28日▶大統領、憲法と選挙が課題と表明。

31日▶UDMF、インド・ビハール州でシン民族ジャンター・ダル全国副総裁に支援要請。

▶UDMF、ジャナカプール市で治安部隊と衝突し運動員10人負傷。

2月1日▶与野党、政治タスクフォース再開。

▶マデシ系8政党、メガ連合体の結成合意。

5日▶内閣、真実究明・調停委員会(TRC)施行規則承認。

▶与野党とUDMF、高級レベル政治メカニズム(HLPM)の委任事項等を協議。

▶インド=ネパール国境道路の妨害物が撤去され135日ぶりに通行再開。

7日▶TRCと行方不明者調査委員会(CIEDP)、首相に中間報告書提出。

8日▶UDMF、国境交通妨害正式中止発表。

11日▶国民マデシ社会党とネパール友愛党とマデシ人権フォーラム(共和)、UDMF加盟。

18日▶政府、タパ副首相を委員長とするHLPM設置。

19日▶首相、インド訪問(～24日)。

25日▶復興庁、住宅再建低利資金貸与決定。

26日▶首相、ネパール国民会議派(NC)とマデシ系政党に政権参加呼び掛け。

27日▶タパ副首相、HLPM委員長職辞任の用意あると発言。

28日▶M・K・ネパール・ネパール共産党統一マルクスレーニン主義派(CPN-UML)元首相、NC大会後のCPN-UML主導新政権公言。

3月1日▶ダハール統一ネパール共産党毛沢東主義派(UCPN-M)議長、NC党大会後に挙国一致政府設立強調。

3日▶NC、第13回党大会開催(～6日)。

▶UDMF、来訪中のクマール・ビハール(インド)州首相と会談。

6日▶選挙管理委員会(選管)、収支報告書3年連続未提出15政党の政党登録抹消。

9日▶首相、挙国一致政府設立訴え。

11日▶UDMF、首相と会談し要望書提出。

14日▶政府、地方制度委員会設置。

15日▶UDMF、来訪中のジャイシンカール・インド外務次官に要望書提出し支援要請。

17日▶UDMF、駐ネパール中国大使館に要望書提出し支援要請。

20日▶首相、中国訪問(～27日)。

26日▶UCPN-M、復興遅延でオリ内閣離脱の可能性表明。

30日▶インドと欧州連合(EU)、インド・EUサミット共同声明でネパール憲法に言及。

31日▶外務省、インド・EUサミット共同声明は内政干渉と非難。

4月4日▶イギリス日刊紙、震災被災地のネパール人少年の人身売買事件報道。

5日▶テーリンク EU 大使、ネパール憲法制定を支援し歓迎する欧州の立場説明。

6日▶NC、党大会でデウバ議員総裁選出。

7日▶首相、首相在任中に3選挙実施する計画を党常任委員会に報告。

8日▶地方制度委員会、初会合で運営小委員会と計画小委員会設置。

12日▶マデシ系諸政党、HLPMによる協議期限成果なく終了と表明。

13日▶スシラ・カルキ最高裁判事、初の女性最高裁長官に就任。

17日▶首相、閣僚1人を任命。

▶TRC、調査申し立て受付開始。

21日▶連邦同盟、カトマンドゥ駐在外交官と会合。ネパール外務省はこれを非難。

23日▶ダハール UCPN-M 議長、挙国一致政府強調。

27日▶連邦同盟、憲法改正含む26項目要望書を全国の郡長経由で首相に提出。

5月1日▶NC、オリ内閣批判し政権交代の必要性強調。

2日▶タバ副首相、HLPMの責任者辞任。

3日▶タルー共闘委員会、タライ地域にタルー州設置要求する行動計画公表。

4日▶NC、UCPN-Mとマデシ系政党に連立政権呼び掛け。

▶首相、UCPN-Mに連立政権継続を説得。

5日▶CPN-UMLとUCPN-M、9項目合意。

7日▶首相、大統領のインド訪問中止決定。

▶首相、ウバダイヤ駐インド・ネパール大使召還。

12日▶首相、総額8380億<sup>ルピー</sup>の5カ年震災復興計画公表。

13日▶ダハール UCPN-M 議長、人民戦争関連事件の特別法廷による政治的解決強調。

▶国際人権諸団体、人権無視の9項目合意非難の共同声明発表。

14日▶連邦同盟、憲法改正要求街頭行動。

16日▶警察、マデシ主催の街頭運動参加の疑いでイギリス人1人逮捕。

▶立法議会、議院運営法で与野党対立。

19日▶UCPN-Mとネパール共産党毛沢東主義系諸政党、新党結成しネパール共産党毛沢東主義センター(CPN-MC)と命名。

▶内務省、外国人政治活動参加不許可通告。

23日▶首相、政局打開全党会合呼び掛け。

25日▶ネパール人権委員会、9項目合意に対し最高裁判決(2015年2月26日)順守強調。

28日▶政府、総額1兆489億<sup>ルピー</sup>の2016/17年度予算案提出。

31日▶首相とダハール CPN-MC 議長、政権移譲の紳士協定の有無で応酬。

6月5日▶デウバNC総裁、ネパール CPN-UML 元首相の挙国一致政府可と発言。

7日▶連邦同盟、憲法改正要求実現リレー式ハンガーストライキ開始(~7月15日)。

16日▶内閣、選挙日程承認(地方選2016年12月まで、州議会選2017年4~5月まで、連邦議会選2017年12月まで)。

20日▶ネパール人出稼ぎ労働者13人含む15人、カーブルで自爆テロに巻き込まれ死亡。

22日▶CPN-MC、挙国一致政府にこだわらず連立政権も視野に入れることを確認。

▶ダハール CPN-MC 議長、普遍的裁判権行使を危惧しオーストラリア訪問急きょ中止。

▶ダハール CPN-MC 議長とデウバNC総裁、挙国一致政府含む政権構想協議。

29日▶政府、震災住宅復興支援金額決定。

30日▶ダハール CPN-MC 議長、オリ首相の挙国一致政府条件付きで可と発言。

7月1日▶復興庁、苦情処理委員会設置決定。

3日▶NC、CPN-MCの連立政権離脱後に挙国一致政府設立検討と表明。

4日▶ネパール・インド著名人会議、カトマンドゥで開催(～5日)。

10日▶ゴビンダ・KC博士、医療制度改革求め無期限ハンガーストライキ開始。

12日▶CPN-MC、連立政権離脱。

▶NCとCPN-MC、新政権樹立7項目合意。

13日▶CPN-MC所属閣僚8人、閣僚辞職。

▶CPN-MCとNCと統一ネパール共産党、オリ首相辞任拒否で首相不信任決議案提出。

14日▶首相、国家安全保障セミナーにデウバNC総裁とダハールCPN-MC議長招待するも共に出席拒否。

▶首相、CPN-UMLとNCの連立政権構想呼び掛けるもNCは拒否。

22日▶立法議会、首相不信任決議案審議。

24日▶オリ首相、大統領に辞表提出し辞任。

▶内閣、大統領に新政権設立の指示要請。

25日▶大統領、政党に7日以内に合意による政権設立要請する大統領令発令。

26日▶立法議会、政権設立大統領令承認。

27日▶NCとCPN-MC、2017年3月までの地方選挙実施合意。

28日▶サブタリ郡下のインド国境でネパール人とインド人が衝突し12人負傷。

29日▶駐ネパール中国大使、ダハールCPN-MC新政権後も中国の支援継続明言。

30日▶NCとCPN-MCとUDMF、連立政権設立準備会設置。UDMFは閣外協力決定。

8月1日▶大統領、首相選挙実施指示。

3日▶連邦同盟とNCとCPN-MC、3項目合意。

▶立法議会、ダハールCPN-MC議長を首相に選出。

▶モディ・インド首相、電話会談でダハール

ル首相に祝意とインド招待表明。

▶ダハール新首相、マデシ運動犠牲者救済金支給決定。

4日▶ダハールCPN-MC議長、首相就任。

5日▶ダハール首相、閣僚5人を任命。

8日▶首相、閣僚3人を任命。

11日▶政府、インドと中国に特使派遣決定。

14日▶首相、閣僚8人を任命。

17日▶李克強中国國務院総理、訪問中のマハラ副首相兼特使に対ネパール協力強化表明。

20日▶モディ・インド首相、訪問中のニディ副首相兼特使に対ネパール友好関係強調。

23日▶首相、インド訪問前に憲法改正法案立法議会提出強調。

25日▶首相、ネパール暦2074年チャイトラム(2017年3～4月)の地方選挙実施準備表明。

26日▶首相、閣僚13人を任命。

9月1日▶ネパール・日本国交60周年記念式。

▶政府、ネパールガンジの故ビレンドラ国王の胸像撤去。

6日▶ラマ国軍大佐、人権侵害事件で2013年に普遍的裁判権によりイギリスで起訴されていたが証拠不十分で無罪判決。

8日▶首相、首相就任後初の議会演説で憲法改正と選挙の実施強調。

11日▶オリCPN-UML委員長、インド訪問控えた首相にメモ提出。

13日▶首相、インド訪問で全党首脳会談。

15日▶首相、インド訪問(～18日)。16日にモディ・インド首相と会談。

19日▶マデシ系政党、憲法制定「暗黒の日」(9月20日)憲法改正要求全国デモ実施。

23日▶首相、メラムチ水道計画現地視察後に期限内工事完成指示。

25日▶復興庁、震災住宅再建救済金増額。

27日▶UDMF、憲法改正前の地方制度再編拒否明言。

28日▶首相, 合意による憲法改正強調。

10月1日▶首相, 憲法の施行開始表明。

▶政府, 青年企業者育成「一所一企業」政策開始。

3日▶CPN-MCとNCとCPN-UML(主要3党), 現行制度基本に地方制度再編要望提示。

4日▶地方制度委員会, 急な要望で地方制度再編案11月15日の期限内提出不能と表明。

▶政府, 選挙関連3法案提出。

5日▶連邦同盟, 与党の憲法改正作業遅延非難し連立政権離脱示唆。

8日▶デウバNC総裁, 3選挙期限内(2018年1月21日)実施強調。

13日▶外交専門家筋, BRICS-BIMSTEC会議で習近平国家主席との会談を首相に進言。

14日▶首相, インド訪問(～17日)。15日習近平国家主席と, 16日モディ首相と会談。

18日▶野党, 野党無視の憲法改正論批判。

19日▶政府, カルキ権力乱用調査委員長職権乱用問責決議案受け同委員長の職務停止。

23日▶UDMF, マデシ諸政党の憲法改正要求を公式論議しないNCとCPN-MC批判。

25日▶立法議会, 権力乱用調査委員長問責決議案審議開始。

27日▶連邦同盟, 与党に3項目履行督促。

30日▶政府, UDMFと憲法改正問題正式討議開始。

11月2日▶ムカルジー・インド大統領, 来訪(～4日)。

4日▶デウバNC総裁, インド訪問(～8日)。

6日▶UDMF, 地方制度再編方法批判し委員会作業妨害。

9日▶ネパールラストラ銀行(中央銀行), 高額インド紙幣使用中止通達。

10日▶首相, 憲法改正問題でデウバNC総裁・オリCPN-UML委員長と個別会談。

14日▶連邦同盟, 政府に2週間以内の憲法

改正法案提出要求。

16日▶地方制度再編案に不満の村市郡で抗議行動勃発。

18日▶首相, 第8州設置の州線引き案提示。

23日▶首相, 第5州分割の州線引き案提示。

▶UDMF, 憲法改正法案条件付き合意暗示。

29日▶政府, 憲法改正法案提出。

30日▶CPN-UMLとUDMF, 憲法改正法案反対表明し立法議会の審議拒否開始。

▶線引き対象の地元政党, 憲法改正案の州線引き反対交通スト開始(～12月19日)。

▶首相, 閣僚10人を任命。

▶与野党, 地方制度再編は委員会案(委員会案策定遅れの際は現行制度)採用で合意。

12月3日▶首相, 憲法改正案撤回なし表明。

▶ラエ駐ネパール・インド大使, 大使館にUDMF代表を呼んで当面の政局につき会談。

6日▶首相, テーリンク駐ネパール欧州連合大使と当面の政局につき会談。

13日▶連立与党, 憲法改正よりも選挙優先の方針に原則合意。

14日▶政府, 地方選挙関連2法案提出。

18日▶議長, 政党に3日間の審議期間付与。

20日▶復興庁, 専門職員1200人が低賃金と復興策遅延を理由に辞職。

21日▶最高裁, 旧地方選挙制度による選挙の可否に係る参考人意見の聴取決定。

22日▶連邦同盟, CPN-UMLの憲法改正法案審議拒否批判。

25日▶オリCPN-UML委員長, 憲法改正法案は審議も承認も共に拒否継続強調。

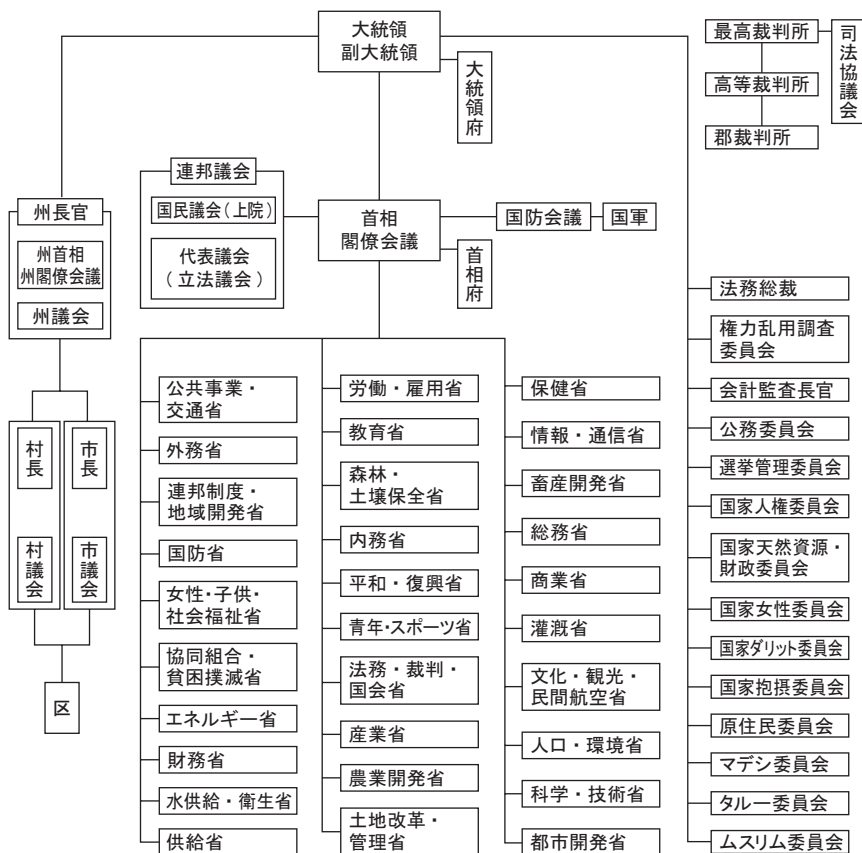
26日▶NC, 4項目(投票日公表, 選挙法改正, 立法議会正常化, 選管職員欠員補充)提案。

28日▶主要3党, 2017年5月中旬までに新地方制度による地方選挙実施原則合意。

30日▶首相, 憲法は妥協の産物でその履行と選挙は全国民の責任と訴え。

参考資料 ネパール 2016年

① 国家機構図(2016年12月末現在。一部は「ネパール憲法2015」の規定による)



② 政府要人および第2次ダハール内閣(2016年8月4日発足)の閣僚(職名、氏名、〔所属政党〕<sup>1)</sup>)

大統領 Bidhya Devi Bhandari<sup>2)</sup>〔CPN-UML〕  
副大統領 Nanda Kishor Pun 〔CPN-MC〕

立法議会議長

Onsari Gharti Magar<sup>2)</sup>〔CPN-MC〕

同副議長 Ganga Prasad Yadav 〔RPP〕

首相, 畜産開発省, 科学・技術省

Pushpa Kamal Dahal 〔CPN-MC〕

閣僚会議大臣

副首相, 内務省 Bimalendra Nidhi 〔NC〕

副首相, 財務省

Krishna Bahadur Mahara 〔CPN-MC〕

都市開発省 Arjun Narasingh KC 〔NC〕

公共事業・交通省 Ramesh Lekhak 〔NC〕

エネルギー省 Janardan Sharma 〔CPN-MC〕

外務省 Prakash Sharama Mahat 〔NC〕

国防省 Bal Krishna Khand 〔NC〕

供給省 Deepak Bohara 〔RPP〕

労働・雇用省 Surya Man Gurung 〔NC〕

農業開発省 Gauri Shankar Chaudhari〔CPN-MC〕

青年・スポーツ省 Daljit BK Shripaili〔CPN-MC〕

土地改革・管理省 Bikram Pandey 〔RPP〕

人口・環境省 Jaydev Joshi 〔CPN-U〕

連邦制度・地域開発省

Hitraj Pandey 〔CPN-MC〕

情報・通信省

Surendra Kumar Karki 〔CPN-MC〕

教育省 Dhaniram Paudel 〔CPN-MC〕

法務・裁判・国会省

Ajaya Shankar Nayak 〔CPN-MC〕

総務省 Keshab Kumar Budhathoki 〔NC〕

商業省 Romi Gauchan Thakali 〔NC〕

平和・復興省 Sita Devi Yadav<sup>2)</sup>〔NC〕

文化・観光・民間航空省

Jeevan Bahadur Shahi 〔NC〕

灌漑省 Deepak Giri 〔NC〕

産業省 Nabindra Raj Joshi 〔NC〕

森林・土壌保全省 Shankar Bhandari 〔NC〕

保健省 Gagan Kumar Thapa 〔NC〕

協同組合・貧困撲滅省

Hridaya Ram Thani 〔NC〕

水供給・衛生省 Prem Bahadur Singh 〔SJP〕

女性・子供・社会福祉省 Kumar Khadka〔ANP〕

国務大臣

連邦制度・地域開発省

Shree Prasad Jabegu 〔CPN-MC〕

エネルギー省

Satyanrayan Bhagat Bin 〔CPN-MC〕

農業開発省 Radhika Tamang<sup>2)</sup>〔CPN-MC〕

教育省 Dhanamaya BK<sup>2)</sup>〔CPN-MC〕

公共事業・交通省 Dirgha Raj Bhat 〔NC〕

森林省<sup>3)</sup> Sita Ram Mahato 〔NC〕

保健省 Tara Man Gurung 〔NC〕

灌漑省 Surendra Raj Acharya 〔NC〕

都市開発省 Suwarna Juharchan 〔NC〕

文化・観光・民間航空省

Indra Bahadur Baniya 〔NC〕

労働省<sup>3)</sup> Dilip Khawas Gachhadar 〔NC〕

水供給・衛生省 Dipak Khadka 〔NC〕

産業省 Kanchan Chandra Bade 〔NC〕

商業省 Mithu Malla 〔NC〕

(注) 1)政党名は次のとおり。ANP:ネパール一統党, CPN-MC:ネパール共産党毛沢東主義センター, CPN-U:統一ネパール共産党, CPN-UML:ネパール共産党統一マルクスレーニン主義派, NC:ネパール国民会議派, RPP:国民民主党, SJP:社会主義国民党。  
2)女性。3)親官庁の一部を分掌。

(出所) Nepal Research Website on Nepal and Himalayan Studies, Politics (government)参照。

# 主要統計 | ネパール 2016年

## 1 基礎統計

	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16 <sup>1)</sup>
人口(100万人)	26.9	27.2	27.6	28.0	28.3
消費者物価上昇率 <sup>2)</sup> (%)	8.3	9.9	9.1	7.2	9.5
為替レート <sup>3)</sup> (1ドル=ルピー)	81.0	88.0	98.3	99.5	106.5

(注) 1) 暫定値。2) 2005/06を基準年とする。3) 外貨売り渡し価格と買い取り価格の年平均値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2015/2016*, Macroeconomic Indicators.

## 2 支出別国内総生産(名目価格)

(単位: 100万ルピー)

	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15 <sup>1)</sup>	2015/16 <sup>2)</sup>
消費支出	1,359,539	1,516,129	1,730,312	1,934,046	2,130,520
政府部門	164,370	168,407	201,915	232,532	246,146
民間部門	1,167,861	1,318,561	1,493,375	1,662,962	1,843,715
非営利部門	27,307	29,161	35,022	38,552	40,659
総資本形成	526,889	632,601	808,758	822,303	763,556
政府固定資本形成	71,555	75,386	94,979	110,254	132,774
民間固定資本形成	245,629	307,583	367,034	478,091	429,683
在庫変動	209,704	249,629	346,744	233,958	201,099
財・サービス輸入	512,948	634,899	800,552	883,444	885,049
財・サービス輸出	153,863	181,180	226,022	247,565	239,664
国内総生産(GDP)	1,527,344	1,695,011	1,964,540	2,120,470	2,248,691

(注) 1) 修正値。2) 暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2015/2016*, Statistical Table 1.7: GDP by Expenditure Category.

## 3 産業別国内総生産(2000/01年固定価格)

(単位: 100万ルピー)

	2011/12	2012/13	2013/14	2014/15 <sup>1)</sup>	2015/16 <sup>2)</sup>
農業・林業・水産業	224,731	227,193	237,522	239,457	242,640
鉱業・採石	2,770	2,825	3,159	3,233	3,022
製造業	43,445	45,059	47,888	48,068	43,329
電気・ガス・水道	14,690	14,731	15,213	15,366	15,111
建設業	37,207	38,119	41,580	42,766	41,064
卸小売・ホテル・飲食業	89,967	96,298	106,309	108,705	107,004
運輸・倉庫・通信	62,160	66,915	70,420	74,807	76,715
金融・不動産・賃貸業	77,417	79,786	82,707	83,939	86,945
公務・国防	11,203	11,822	12,418	13,091	13,848
教育	42,019	44,505	46,646	48,392	51,627
保健・社会サービス	35,754	37,437	39,194	41,549	44,251
国内総生産(GDP)	670,279	697,954	739,754	759,915	764,175
実質GDP成長率(%)	4.78	4.13	5.99	2.73	0.56

(注) 1) 修正値。2) 暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2015/2016*, Statistical Tables 1.2: Gross Value Added by Industrial Division.



## 4 対外貿易

(単位：100万ルピー)

	区 分 <sup>2)</sup>	対インド	対インド以外	合 計
2013/14	輸 出	59,613.7	32,377.6	91,991.3
	輸 入	477,947.0	236,418.9	714,365.9
2014/15	輸 出	55,864.6	29,454.5	85,319.1
	輸 入	491,655.9	283,028.3	774,684.2
2015/16 <sup>1)</sup>	輸 出	23,910.4	18,820.3	42,730.7
	輸 入	258,217.6	177,583.5	435,801.1

(注) 1) 2015年7月16日から2016年3月15日までの暫定値。2) 輸出はFOB, 輸入はCIF。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2015/2016*, Statistical Table 6.1: Direction of Foreign Trade.

## 5 国際収支

(単位：100万ルピー)

	2012/13	2013/14	2014/15	2015/16 <sup>1)</sup>
貿 易 収 支	-461,304.5	-595,412.7	-663,496.7	-382,679.2
輸 出(FOB)	85,989.8	100,960.6	98,276.3	44,858.8
輸 入(CIF)	-547,294.3	-696,373.3	-761,773.0	-427,537.9
サ ー ビ ス 収 支(純)	7,585.8	20,882.2	27,617.5	4,192.2
所 得 収 支(純)	13,078.8	32,751.7	34,242.5	16,434.3
移 転 収 支(純)	497,700.6	631,500.3	709,956.5	500,603.7
経 常 収 支(贈与除く)	22,880.2	41,201.7	55,464.4	93,127.9
経 常 収 支(贈与含む)	57,060.7	89,721.5	108,319.8	138,551.1
資 本 収 支	10,348.3	17,063.5	14,811.4	9,716.8
金 融 勘 定	12,496.3	11,148.0	17,720.7	-3,267.8
そ の 他 資 本 ・ 誤 差 脱 漏	3,335.4	11,927.6	18,502.7	19,386.3
総 合 収 支	83,240.7	129,860.5	159,354.6	164,386.4

(注) 1) 2015年7月16日から2016年3月15日までの暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2015/2016*, Statistical Table 6.9: Balance of Payments Summary.

## 6 国家財政

(単位：100万ルピー)

	2014/15	2015/16 <sup>1)</sup>	2016/17 <sup>2)</sup>
総 収 入	450,022.6	527,505.2	672,792.9
歳 入	411,848.2	460,425.5	565,896.5
税 収	355,955.5	412,424.4	510,591.8
非 税 収 入	49,910.7	48,001.1	55,304.7
贈 与	38,174.3	67,079.7	106,896.4
総 支 出	428,032.7	593,155.1	929,110.5
経 常 支 出	339,278.0	434,065.9	617,164.1
資 本 支 出	88,754.7	159,089.2	311,946.3
(総 収 入 - 総 支 出)	21,989.8	-65,649.9	-256,317.5
資 金 調 達			
政 府 貸 付 金	26,257.4	21,060.6	43,644.6
政 府 出 資 金	10,510.4	13,489.3	22,690.5
外 国 借 入(純)	-8,503.4	-36,248.1	-170,248.6
国 内 借 入(純)	5,062.4	-45,896.6	-92,991.3
残 高	11,337.0	18,055.0	59,412.7

(注) 1) 暫定値。2) 推定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Budget Speech of Fiscal Year 2016/17*, Budget Summary Fiscal Year 2015/16, Annex-1.